

用瀬町手をつなぐ育成会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、用瀬町手をつなぐ育成会補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、知的障害者（児）及びその家族が幸せに暮らすために、互いに努力しながら教養を深め、会員相互の親睦と理解により福祉の向上を図ることを目的として組織された用瀬町手をつなぐ育成会（以下「育成会」という。）の活動を支援し、もって障害者福祉の増進に資することを目的として交付する。

(補助対象経費)

第3条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、当該年度における育成会の活動に要する経費とする。

(補助金の算定等)

第4条 本補助金は、補助対象経費に10分の10を乗じて得た額（1,000円未満の端数は、切り捨てた額とする。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、53,000円を限度額とする。

(交付申請)

第5条 本補助金の交付を受けようとする者は、事業計画書及び収支予算書を添付し申請するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届を要しない場合)

第7条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に該当する場合以外の場合とする。

(補助金の交付)

第8条 規則第11条ただし書の規定に基づき、本補助金の交付は、概算払により交付するものとする。

(実績報告)

第9条 規則第12条に定める実績報告は、補助事業の完了の日から20日を経過する日までに
行わなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、福祉保健部長が別に
定める。

附 則

この要綱は、平成17年9月9日から施行し、平成17年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年5月30日から施行し、平成18年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年8月13日から施行し、平成19年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年5月9日から施行し、平成20年度の補助金から適用する。